

# カーブミラーの新設要望について

パンフレット

府中市道路反射鏡設置基準をお読みいただき、  
十分ご理解くださいますようお願いいたします。



## ◆ カーブミラーの性質

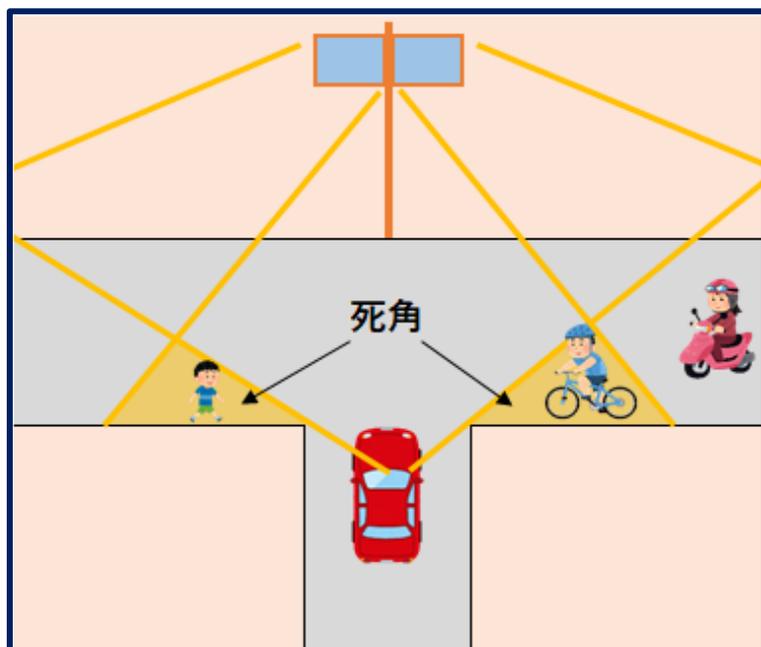
カーブミラーは、交差点や道路の曲がり角などの見通しの悪い場所において、「車のドライバー」から見えないところにいるほかの車を確認する目的で設置される交通安全のための道路付属物です。

カーブミラーが対象物を映し出す範囲には限界があるため、必ず死角が存在します。

この死角を間接的に「補足する」役割がカーブミラーであり、最終的には、見通しが悪いときはドライバーが一時停止して自分の目で安全確認を行うことが必要です。

また、ミラーに映っていないから安全だと思い込み、一時停止を守らないケースが報告されています。この場合、車のスピードが速く、死角にいる歩行者との衝突や、重大な巻き込み事故が起こる恐れがあります。本来安全のために設置しているミラーが、かえって交通の危険を増大させてしまうという側面も残念ながらあるのです。

そのため、市では基準を設けて対応しています。



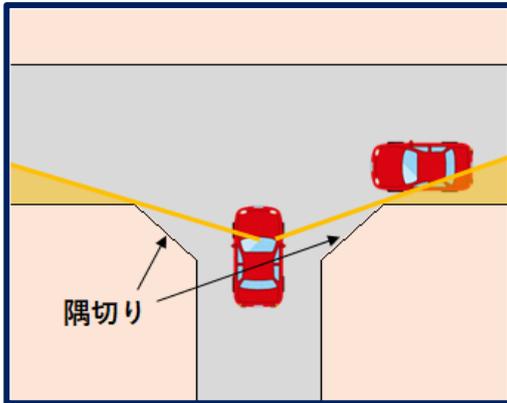
左図において、車が「ミラーに映っているバイクが来る前に」と急いで右折すると、死角にいる自転車をはねてしまう可能性があります。

事故を避けるため、反射鏡を確認した後、一呼吸おいてから発進しましょう。

その間に自転車や子供が目視できる位置まで移動することが想定されます。

## ◆ 設置できないとき

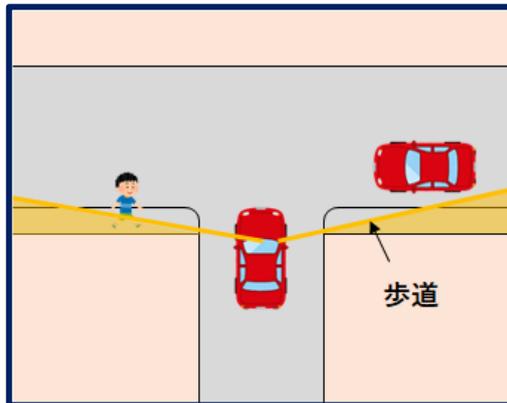
### ① 隅切りがあって、見通しが確保できる道路



左図のように曲がり角のすみ<sup>①</sup>が切れている交差点については、見通しが確保されるため、原則としてカーブミラーを新設はしません。

※過去にカーブミラーを設置したのちに隅切りが作られた場合もあります

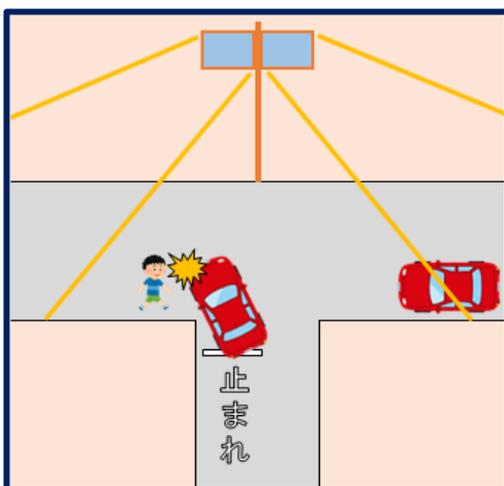
### ② 歩道があって、見通しが確保できる道路



左図のように歩道がある交差点については、徐行と一時停止により安全確保ができるため、原則としてカーブミラーを新設はしません。

※過去にカーブミラーを設置したのちに歩道が作られた場合もあります

### ③ 一時停止「止まれの表示」がある道路



左図のように止まれの交通規制がある交差点については、ミラーを過信して油断するほか、不停止を誘発し、より重大な事故を発生させる可能性があるため、原則としてカーブミラーを新設はしません。

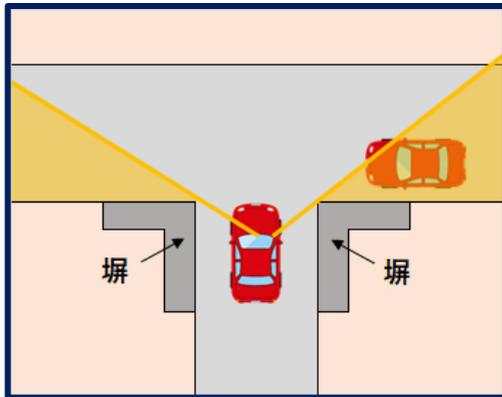
ドライバーは一時停止した後、徐行して目視による安全確認を怠らないようにしましょう。

※ 設置想定場所の隣接住民から同意を得られない場合（車庫の前等）は新設できません。

※ 前方の道幅が広いとミラーが遠くなり、前方不注意を誘発するため新設できません。

## ◆ 設置できるとき

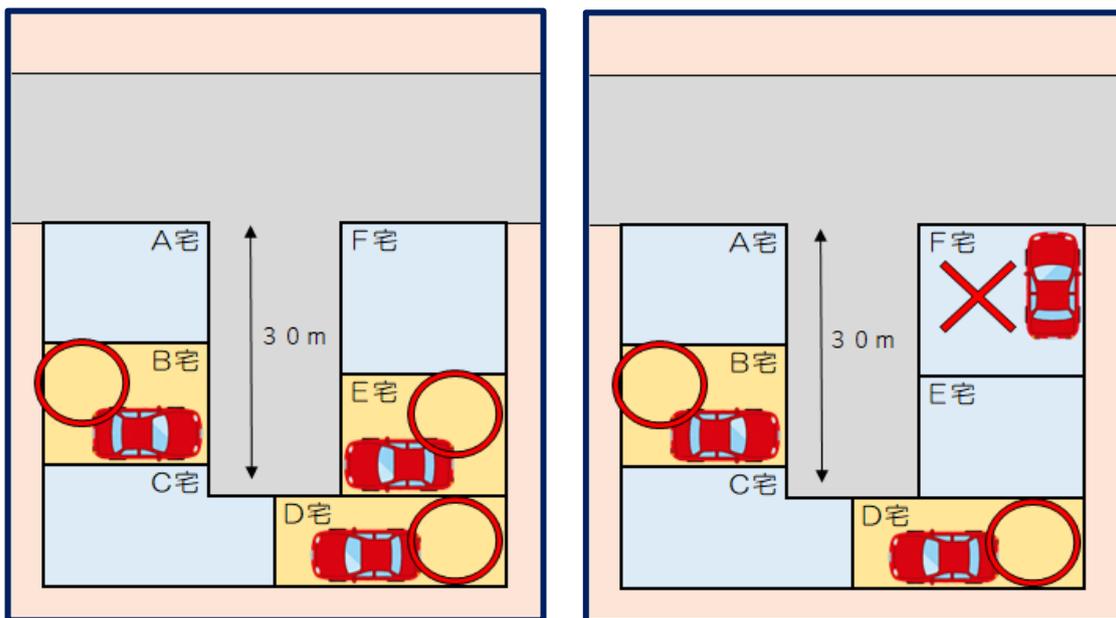
### ① 塀などにより見通しが悪い道路



左図のように塀等があることで見通しが悪い交差点については、設置ができる可能性があります。

※透過性フェンスである場合や、民地側の樹木が茂って見通しが悪いような場合は該当しません。

### ② 袋状道路の場合は、奥行が30メートル以上あり、沿道民家は6家屋以上で、車の所有が3家屋以上ある道路



※6家屋以上、3家屋以上の数え方については、家屋及び駐車場の出入口が袋状道路に向いていることを要件とします（集合住宅は1家屋として扱う）

## ◆ 設置の制限

設置可能と判断した場合であっても、当該年度の予算の範囲内で、優先順位の高い順に、可能な限りの本数の施工となります。ご理解くださいますようお願いいたします。

## ◆ 要望の流れ

事前に府中市道路反射鏡設置基準・本パンフレットを確認してください



道路課担当者へ要望箇所・要望理由を伝えてください



地区担当が、基準に合うか現地を確認します

(2~4週間程度)



道路課で検討した結果を要望者へ報告します

※民地への設置が必要な場合は土地無償使用承諾書が必要となります



(1か月程度)

現場で工事を行います

※年度予算がない場合は、次年度の設置候補とします

## ◆ 問合せ先 ◆

府中市都市整備部道路課維持管理係

東京都府中市寿町1丁目5番地

電話：042-335-4536

FAX：042-335-0499